

新型コロナウイルス感染症の検査で陽性となられた方へ

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日から、季節性インフルエンザなどと同様の5類感染症とされ、行政による健康観察や外出自粛要請等はありません。

体調が悪化した時には、診断を受けた医師やかかりつけ医にご相談ください。

また、以下の窓口でも受診相談、体調急変時のご相談に応じています。

【受診・相談センター】 受付:24時間対応

北九州市	福岡市	久留米市	左記以外
新型コロナ 受診・相談センター	福岡市 新型コロナウイルス感染症 相談ダイヤル	新型コロナ相談センター	新型コロナウイルス感染症 総合相談窓口
050-3665-8105	050-3665-7980 050-3629-0353	0942-30-9750	050-3665-8126

【救急医療電話相談窓口】

救急医療電話相談 救急車を呼んだ方がいいか、今すぐに病院に 行った方がいいか等判断に迷った場合の相談窓口	#7119 (受付:24時間)
小児救急医療電話相談 こどもの症状にどのように対処したらいいか、病院を 受診した方がいいか等判断に迷った場合の相談窓口	#8000 (受付:平日19:00~翌7:00 土曜12:00~翌7:00 日祝 7:00~翌7:00)

◆ 療養期間の目安について

外出を控える等の行動は個人の判断となります。療養をされる際には、下記を参考にしてください。

● 外出を控えることが推奨される期間

発症日を0日目とし、5日間が経過
(無症状の場合は検体採取日が0日目)

かつ

症状軽快*後24時間が経過
(*熱が下がる、のどの痛みがなくなる等)

0日	1日	2日	3日	4日	5日
発症日	—————→				症状軽快
例)5月8日	5月9日	5月10日	5月11日	5月12日	5月13日

● 周りの方への配慮

発症から10日間を経過するまでは、ウイルス排出の可能性があるので、周りの方へうつさないよう配慮しましょう。

- ・ 不織布マスクの着用
- ・ 咳やくしゃみ等の症状がある場合には、咳エチケットを守ること
- ・ 高齢者等ハイリスク者との接触は控えること

◆ 後遺症について

新型コロナウイルス感染症の治療や療養が終了した後に、他に明らかな原因がなく、倦怠感や咳、味覚・嗅覚障害等の症状が長引く場合は、かかりつけ医への相談をお勧めします。かかりつけ医を持たない、かかりつけ医での対応が難しい場合は、県HPに、後遺症の診療が可能な医療機関のリストを公表しています。医療機関により、予約の可否等が異なるため、確認の上、受診してください。

<県ホームページ>

